

田んぼダムの取組みを希望する方へご案内

田んぼダムの取組み希望者を対象に流量調整板を支給します！！

1 事業概要

浜松市における流域治水の一環として、田んぼダムの取組みを希望する個人や団体に対して、流量調整板を支給する。

2 支給対象地

浜松市内の耕作している田んぼ。

3 支給対象者・団体

「2 支給対象地」の田んぼを耕作している個人・団体。
※支給対象者を取りまとめ、代理申請も可能



4 支給申請の方法

- (1) 「浜松市田んぼダム流量調整板支給事業申請書（第1号様式）」を市に提出する。
- (2) 受付期間は毎年4月1日から3月25日（開庁日）
- (3) 申請窓口は浜松市産業部農地整備課 事業推進グループ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nouseibi/damu.html>



5 支給条件

- (1) 支給された流量調整板は申請者が紛失・破損に十分に注意して適正に管理すること。
- (2) 田んぼダムの取組みを継続することが困難となった場合は、速やかにその旨を市農地整備課へ報告すること。

6 支給品

支給する流量調整板は、原則、排水樹にあった木製資材である。

※排水樹の構造や現場条件により木製の流量調整板以外を希望する場合は市農地整備課へ相談すること。

7 支給後の手続き

流量調整板を設置した日から起算して30日以内又は当該事業年度の3月25日のいずれか早い日までに「浜松市田んぼダム流量調整板支給事業完了報告書（第4号様式）」等を提出する。

8 その他

やむを得ない理由により、流量調整板が破損し田んぼダムの取組に支障が生じる場合は、新しい流量調整板を支給するため、再度継続申請を行うこと。

9 問い合わせ

浜松市産業部農地整備課 事業推進グループ （053-457-2314）

申請から支給までの流れ

